

兵庫県県民生活審議会  
第4回参画・協働推進委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成24年8月28日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所 県民会館7階会議室「ばら」
- 3 参加者 委員：小西委員長、井原委員、岩成委員、北野委員、山下委員  
県側：横山県民文化局長、手塚県民生活課長、  
久戸瀬県民生活課副課長、有吉課長補佐兼参画協働係長、  
竹村協働推進室長、土屋主幹兼ボランティア活動支援係長、  
ほか関係職員

- 4 議 事 (1)「平成23年度 参画と協働関連施策の年次報告(案)」について  
(2) 県民ボランティア活動の促進のための施策推進に関する基本方針  
の見直しについて  
(3) その他

5 主な内容

【(1)「平成23年度 参画と協働関連施策の年次報告(案)」について】

- \*平成23年度の年次報告は、昨年かなりご議論いただいた平成22年度の年次報告とほぼ同じスタイルとボリュームになっている。(A委員)
- \*この内容で良いのではないか。無駄がなくて上手にまとまっていると思う。(B委員)
- \*私も良いと思う。(C委員)

【(2) 県民ボランティア活動の促進のための施策推進に関する基本方針の見直しについて】

- \*資料2「『県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針』見直し案(たたき台)」ができるに至るまでに、基本方針については、今回、大きな枠は変えず、数値目標も作らず、現行の枠組みは維持しながら見直しを行うこととなった。(A委員)
- \*今後重点的に取り組む必要があるもの、施策推進上、特に配慮が求められるものについて、基本方針の改訂とは別に、事部局に「委員長試案(資料2 補足説明資料)」を作っ  
ていただいている。(A委員)
- \*本日の委員会で意見をいただいた後に、もう一度取りまとめて、その後、知事をはじめ幹部と協議をしていく。その過程では委員会での議論にもあったように、NPO等の団体の意見も聞く機会を、どこかで設けたいと考えている。具体的な時期は今後調整していきたい。(事務局)
- \*県案が固まり次第、パブリック・コメント及び団体との意見交換の場を設けたいと考えている。(事務局)
- \*今までいただいた議論をベースに、見直し案(たたき台)が作られている。「特に配慮が求められる事項」等、たたき台の中に入れない事項は、先に説明した補足説明にまとめ

ている。資料2は、1ページがかなり変わっており、2ページは変わっていない。3ページは、「基盤の整備に関する事項」で、ボランティアプラザ関係のことが中心になる。4ページは、ほとんど変わっていないが、一番最後の所は、資料3「参画・協働推進委員会 これまでの議論の整理」の2ページの一番下の所、「県民生活審議会とどうシンクロさせていくか。次に資料4は、先進的な事例調査だが、課題になっていると思われるのは、財源や後継者がどうなるのかというあたり。どうしても頼っているのは、行政だという気がする。例えば、助成をもらいたいとか、とりまとめを県にしてもらおうなど。そうではなくて、具体的に活動しているNPOであれば、自分たちで何かやろうというのが出てこないのかという気がする。（A委員）

- \* 資料2で基本方針に盛り込むものと「委員長試案」の委員会意見は、基本方針のもとで、県がこれから県民ボランティア活動促進のための施策を進めていくにあたって、特に配慮をしてもらいたい事が書いてある。基本方針に基づく県の施策の運用上の問題という、そういう整理でいいのか。（D委員）
- \* そういう整理になる。だから、基本方針自体は具体的な運用の中身については述べておらず、原則的な話しか入っていない。運用についてはこのようなことを配慮してほしいという形に分けた方がいいのではないかと考えている。5年ごとに変えるというのが一つの案として出てきているが、そのたびに具体的なことを変えるのは少々大変と思ったので、基本的な枠組みは変えずに、その時点時点で、特に配慮してもらいたいことは、別で指摘したほうが進みやすいのではないかと考えて整理している。（A委員）
- \* 原則としては10年間の間でかなり変わった所があるので、それについては変えるということにする。しかし、運用については別に、このあたりは配慮してくださいと書いたほうが良いのではないかと思う。次回以降、改訂見直しがあったとしても、基本方針から枠組みの変化があれば変える所は変えて、課題については、ご配慮くださいという形でやろうと考えている。（A委員）
- \* 資料2最初の「基本方針の性格」でNPO法人の数がこんなに変わったという実態を踏まえれば、資料2（3）の所を変えてもいいのではないか。「行政、企業、ボランティアセクター」という順序で書いてあるが、「ボランティアセクター、企業、行政」という順番にしたらどうか。そのほうが、実態に合わせた形で、より鮮明に、変化が出てくるのではないかと思う。（A委員）
- \* 確かに順番が違うように思う。検討させていただく。（事務局）
- \* 特に一番初めの所に、実態の変化に応じてやるとあるので、それに合わせるのであれば、変えたほうが、斬新ではないかと思う。（A委員）
- \* 県の姿勢が出ると思う。変える方向で調整を図りたい。（事務局）
- \* 今現在より、先の時代を見越して考えることが一番大事。今の時代、特にそうだと思う。（B委員）
- \* 運用まで変えてしまうと、それこそ時間が早く流れているのに、追いつかなくなってしまうたらまずいと思う。とりあえずは、今わかっている課題を、少し先を見込めるような所だけ、別の形で出せばどうだろうという考えである。（A委員）

- \* 委員に議論していただき、当初は委員長試案の内容を本文に盛り込もうとしたのだが、例えば、少子高齢化が及ぼす影響等というのは、どこに収めるかというのは難しい。全体に降りかかった話をどこかに押し込むというのは無理があることから、冒頭に書かせてもらう形で整理した上で、特に配慮が求められるものだけを引っ張り出して5本の柱（1（1）～（4）、2）で書かせていただいた。（事務局）
- \* 確実に変化することはわかっている、それが、どこまでどういうふうな形というのは予測できない。その時その時の変化にきちんと対応できるような形に柔軟に表現しておかなければいけない。（B委員）
- \* 逃げているといったら逃げている。（A委員）
- \* 逃げていい。今の時代は特に。3年後にはどうなっているかわからない。（B委員）
- \* 先行きが本当に見通せない。一方で、明確にすべき所は明確にしておかなければ、今見ても本当に齟齬がいっぱい出ている。今回、「ボランティアの基本方針」と「参画と協働の推進方策」を一緒に見直しさせていただくという流れをご提案させていただいており、これも各委員のご意見から気がついたことである。何年後に見直すと明示しなければ、ほったらかしになる可能性がある。随分長い間手を入れていないので、今回はどうしても齟齬のある所を直させていただいて、最低限の修正にとどめ、3年後の平成27年度に参画と協働の推進方策を見直す時に、お知恵を借りて、参画と協働の推進方策と一緒に、大胆に見直したいと思っている。（事務局）
- \* 「県民の参画と協働の推進に関する条例」は、平成15年4月施行である。「県民ボランティア活動促進のための施策の推進に関する基本方針」は平成12年策定だが、「特定非営利活動促進法」が、平成10年に国でできたのに対応して、「県民ボランティアの活動の促進に関する条例」を兵庫県で作っている。だから時期的には、参画協働条例よりも、ボランティア条例のほうが先である。後でできた参画協働条例が大枠を縛っているという形である。参画協働条例自体が、県政への参画と協働だけだったらボランティア条例との関係を言われなかったかもしれないが、「地域づくり」というものが入っているので、ぶらさがっている形で、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針と、こういう位置関係になっているという理解である。だから、歴史的な経緯を見ると、参画協働条例とボランティア条例の順序は逆になる。（A委員）
- \* 元々、ボランティア基本方針というのは、阪神・淡路大震災でボランティアが増えたことからできた。それからそれをベースにして、参画協働条例ができたということだから、これは逆で当たり前。（B委員）
- \* 特定非営利活動促進法ができて、県レベルでもそれに相当するのを作りたいという時に、その当時は経済企画庁が所管していたのだが、個別の所はほとんどいじらず、前文の所に、阪神・淡路大震災の結果や経験を書き込んで、兵庫県のボランティア条例というものを作った。だから、おっしゃるように阪神・淡路大震災のことは絶対入っている。それを具体的にしたいということで、参画協働条例が出てきた。それも、他県は県政だとか道政への参画という条例制定に向けて話が進んでいたが、それだけならば他県と同じだということで、地震の体験があるのだから、地域づくりというのも入れようというこ

とで、県政への参画と協働と地域づくりという二本立てにしてもらった。(A委員)

- \*資料2(2)「支援活動の範囲内」の、線が引いてある「NPO法人等と地域に根付き活動した自治会や婦人会」という所で、「連携を図っていく必要がある」と書いてあるが、これは大いにしてもらわないといけない。自治会は、たくさんやることがある。色んなあらゆることがある。こういう時こそ、NPOに出てきてもらって、先頭になって専門的に何でも助けるということを、もう少し強く書いてもらいたい。何でもかんでも自治会頼りになっている。いざというときに手が回らない。(C委員)
- \*この前の水害でもそうだが、地元の消防団はどこもあそこも出動できるわけがない。その地域の自治会長が動かなければいけないが、体が弱っていたら助けてもらわなければいけない。そういうことが多い。だから、若手の者が救援してほしい。絶対に皆で助け合うと。災害時などにこそ、NPO法人なんか専門的に活動してもらおうのが一番だろうと思う。そのようなことを、文面に入れていただきたい。(C委員)
- \*控えめに書いたかもしれないので、災害時の救援を含めて、広域的に地域の活性化なり支援にあたるようなことを、強調するような形で書きたいと思う。(事務局)
- \*強く文面に入れていただいて、NPO法人が絶対助け合うという気持ちになってくれたら、ありがたい。(C委員)
- \*資料2(2)に「課題解決や地域活性化を図っていくためには、現在、活発に活動しているNPO等」とあるが、はっきり言って、NPOは活発に活動してない。ボランティアもはっきり言って、したいけど、手続きとか色々な形で組織ができてないから、ボランティアできていない。だから、書くとすると、「現在、活発に活動しているNPO等」を抜いて、「地域に根付いて活躍してきた自治会や婦人会等の既成の地縁団体」、その次に「さらにこれからその活動を求められているNPO、ボランティアとの連携を図る」という形にしたら収まる。(B委員)
- \*ボランティアとNPOへの期待が大きくなってくると思う。活動する気はあるんだが、はっきり言って、片方は色々な地域に入っていく機会等がない。片方は地域の中で活動して欲しいが、どこにNPO等の活動する人たちがいて、どうしてくれるかという連携が取れていない。(B委員)
- \*コーディネートができていない。(事務局)
- \*これから期待できるのは、NPO等で活躍する人だと。そういう人は、当然若いだろうし。(B委員)
- \*佐用町の水害があったときも、色々な人が地域に入ってきたいのだが、やはり社会福祉協議会が窓口になって、自治会と一緒にやってもらわないといけない。地域の人たちも入ってきてくれるなどと言う。地域外のNPOなど顔の見えない人が個別に入られたら村が混乱する等とおっしゃるので、その辺を上手く連携したらいい。(事務局)
- \*社協は頭が固く、閉鎖的。社協の役員は、ほとんどが自治会の会長さん、民生委員、婦人会のトップだけ。だから、自分たちで固まってしまう。ボランティアの窓口が社協で、役員が自分たちのものとして動いてしまうから、ボランティアは全然広がっていかない。社協のプロパーがボランティアのお世話をしているのもどうかと思う。(B委員)

\* 今、姫路市で社協の福祉の方から、災害時に避難・援護しなければいけない方をリストアップしているが、自治会長が取り組んでも、情報を持っている自治体が名簿を用意してくれない。このため、各種団体に呼びかけて、その人たちに、それぞれ対象の町には何名ぐらいずついるということを知らせて、いざという時には来てもらうという体制を組んでいる。本当のことを言うと、このような取り組みにはNPO法人は役に立たない。実際に災害が発生し、避難して、落ち着いた時にどうするというのは、それからになる。  
(C委員)

\* 今は、政府もNPO法人のブームになってしまっている。(C委員)

\* 他の審議会でも課題になっていたが、阪神・淡路大震災があって自治会が崩壊してしまって、神戸や神戸以外でも新しく自治会を作らないといけない所があった。地域づくり、地域づくりと言って、それをメインにして審議会そのものが動いていたので、「1/3はそうかもしれないが、2/3は既成の団体で動いている。」と私は言った。自治会長さんも高齢になっているが、新しく地元に戻ってきたから、団塊の世代で県職員を卒業して自治会に戻ってきたから、自治会の役をするといったって、誰がそんな古い所に入れてくれるのか。70 歳を超えて 80 歳近い人が自治会長で頑張っているのが実態。C委員がおっしゃった通り、これが災害の時にネックになる。だからその自治会を治めるのはいいのだが、やはり歳は歳、若い者の力を借りることは必要。組織構成が全然変革してない。今後は、NPOとかボランティアのような新しい人に脇を固めてもらって、はじめは脇役で辛抱してもらって、最終的には担ってもらうという形にしないと仕方がないと思う。  
(B委員)

\* 私は「向こう三軒両隣」ということをずっと言っている。自治会といっても、一つの村で 100 軒からなる所はざらにある。自治会長さんも役員さんも一人一人を知らない。そうすると頼りになるのは、向こう三軒両隣。それに始まってそれに終わるしかない。(B委員)

\* 地域によって、中心になっている組織は色々ある。自治会が中心になっている所もあるし、社協が中心になっている尼崎みたいな所もある。(A委員)

\* そういったことは、地域特性を生かしたといった形で全部入れる。(A委員)

\* 地域によって違う。阪神間と県西部とは全然違う。だから、どちらの地域でも入れるように、「地域中心のところについて」等、入れていただいたら。(C委員)

\* 地域の情勢に応じてという所を入れたら多少変わってくる。(A委員)

\* 資料2(2) 下線のある「これまで行政が関わってきた領域について、ボランティアセクターに委ねることを推進していく」に変えるということだが、「過剰に」というのを取るのなぜか。これはそれなりに意識した書き直しなのか。現行は、「行政が過剰に関わってきた領域をボランティアセクターに委ねていこう」という書き方だが、見直し案だと、むしろ、行政がやってきた領域で、行政が戦線縮小するようなニュアンスに読めるのだが、意識しての修正なのか。(D委員)

\* 「過剰に」という面もあったと思うが、今では、私たちも過剰にやりたくてもやれない状況なので、「過剰に」という言葉が今の時代に合わないということであえて取らせて

いただいた。(事務局)

- \* ご指摘の所は、決して無制限に小さな政府を目指すつもりで書いたわけではなく、「過剰に」という言葉が、やや前回と視点がズれるのではないかということが一つと、もう一つは、あえて、指定管理者制度や介護保険サービス事業の例を出しながら、これらの良い所悪い所を十分踏まえ、事務の性質や目的を一つ一つ精査した上で、という注釈を加えさせていただいた。しかし、行政の機能の戦線縮小に捉えられるような印象があれば、もう少し表現を見直す必要がある。(事務局)
- \* 少し表現を変えたら、極端にならないと思う。「役割を明確に整理し、これまで行政が関わってきた領域について、ボランティアセクターに委ねることを推進していく」と書いてるから、もう全部委ねると言ってるようなもの。この言葉に、「これまで行政が関わってきた領域について『も』」という言葉と、「ついて『も』」という言葉を入れて、今まで行政だけがしていたけれども、そのことについて『も』ボランティアセクターに委ねる事を推進していくという形にしたなら、今まで行政がしてきたこと『も』頼みますよと。『も』がなければ、全部放り投げると感じだけど、今までしてきたこと『も』頼みますよとすれば、まだ残す余地がある。全部ということではない。今までしてなかった、問われた問いの中の、いくつかのこと『も』という意味が、『も』には含まれる。『も』を入れたらすごく柔らかくなるんじゃないかと思う。(B委員)
- \* B委員がおっしゃっている『も』の位置は、「ボランティアセクターに『も』」でもいい。(A委員)
- \* 結果は一緒だからどっちでも同じ。『も』の言葉ひとつで和らぐと思う。(B委員)
- \* 一緒にやりましょうと言うニュアンスがでる。(A委員)
- \* D委員がおっしゃるように、この言葉だけだったら全部放り投げているような印象がある。(B委員)
- \* もう一箇所、「役割を明確に整理し、行政が関わってきた領域を、ボランティアセクターに委ねる」という書き方に変えてしまったから、現行の「明確に整理し、それぞれの機能が十分に発揮できる仕組みを構築する」という文が飛んでしまって、「役割を明確にする」=「行政がやってきたことをボランティアセクターに放り投げる」となった。「役割を明確に整理し」という話とつながってしまったのがどうなんだろうということも気になった。(D委員)
- \* しかし、この言葉は必要。「役割を明確に整理する」から、『も』に助けてもらって、「委ねる」となる。(B委員)
- \* 「明確に整理してその機能が十分に発揮できるような仕組み」を「検討」した上で、これについても「委ねる」ことを「検討」するというニュアンスになるのか。(事務局)
- \* 「検討する」はいい。「検討した上で」はここに入れるものではない。『も』だけでいいのでは。(B委員)
- \* 『も』くらいがいい。(D委員)
- \* それでいいと思う。あえてあまり増やさなくても、素直に『も』にしたほうがいいと思う。(B委員)

- \* 恐らくこれは、「担うべき領域の整理」というタイトル・項目を引き継いだ形で中の文言だけを移動するから、おかしくなる。恐らく見直し案はどこが最適なサービスを提供できるのかという話ではないか。行政であれば行政がやればいいし、民間であれば民間でやればいいし、担うべき領域の整理の中で文言に手を加えようとするから、違和感が出るという気がする。(E委員)
- \* E委員がおっしゃっているように、ほとんど項目は現行と変わっていない。3ページに多少変わった所があるが、それ以外は変わっていないので、変えた方がはっきりするというあたりをご指摘いただいたら、検討させていただく。(A委員)
- \* 「指定管理」や「委ねることを推進」というのは県の方針。ここでは、県のサービスや事務事業についてのお話をしているのか、県下全てに広く行き渡るように作っていく方針なのか、そのあたりが私の頭の中では整理できていない。(E委員)
- \* 県は随分、民の力を信用してくれて、色々と開放してくれているが、一方で、市町、基礎自治体からは、「任意団体というのはよくわからないので、お手伝いしてもらっているのかわからない」という反応がくる。NPO法人という法人格を取っても、「NPO法人にはそういう事業を出したことがないのでできません」など、基礎自治体のレベルによってバラバラである。わりと都市部は進んでいっているし、行政マンのレベルも上がってきているので、NPO法人でも指名願いを出せば、入札に参加できる場合もあるのだが、田舎にいけばNPO法人に出したことがないという理由で、門前払いされることが多々ある。そういう意味では、「委ねることを推進していく」のは県だけではなくて、市町への働きかけも県としてやっていただきたい。(E委員)
- \* 例えば、2ページ「多様なニーズに応じた講習会などの実施」で、県としては、市町の行政職員のレベルアップを図っていかないといけないだろうし、3ページ「支援拠点の整備」で、各市町に窓口は置くが、箱だけあっても中身が伴っていないといけないので、人を育てていくことも担わなければならない。リーダーやコーディネーターの養成も地元の間人だけではなくて、行政マンも養成しないといけないし、色んな所につながっていく話で、そういう市町への働きかけ、基礎自治体への働きかけを県としてしっかりやっていくということを、もう少し強く押し出してもらってもいいのかなと思う。(E委員)
- \* 全体を見通して、市町の行政のレベル差が非常に出てきている。色んな市町に入っていると、行きたくない市町も出てくる。住んでおられる住民の方が連携したくても、こちら側が行きたくない不幸になるので、県として基礎自治体への働きかけという所も、もう少し深くあってもいいのかなと思う。(E委員)
- \* 私もずっと審議会で申し上げているが、何年かに一度新しい施策を論じて作り上げて、時代が変わったら、また作ってとしているが、それが全く地域に反映してない。市町に反映していない。だから市町に反映すると決めたら、反映するようにしてほしいと10年間言い続けてきた。やっとある部分では、反映されるようになってきたが、チラシにしても、一部の人にしか撒かれていない。(B委員)
- \* 県民局の県民室が消費生活センターをしており、その流れを汲んで市町にそれぞれ消費

生活センターを作らせて、消費者相談員もいる。消費者団体にクリエイターという組織があって、3年くらい前から、クリエイターに対して県からお金が出ており、クリエイターも勉強に行き、大型店も検査に行き、消費者相談を受けるために登録もし、名前を書いた免許証のようなものももらって、活動している。ところが、今朝、市の広報を見たら、市の消費生活センターの案内は「市の消費生活センターはこんな所で、消費者のご相談に応じます。お困りの時には来てください。」と書かれてある。ところが、クリエイターについては、市の消費生活センターの中のクリエイターであり、県からもお金が出ているにもかかわらず、そんなことは一つも書かれていない。それで、私は担当者に「これはおかしい。クリエイターにはお金も何万と出ている。出しておきながら、広報は、市町の相談室だけという状態はおかしい。『消費者相談室には、消費者代表のクリエイターもあり、こういう活動もしておりますのでどうぞ。』という、クリエイターの紹介もする必要がある。県からもお金を出しているのに。」と伝えた。このように、県の施策が全く市町に反映されていない。このボランティア基本方針で審議会の一番基本になることを何らかの形で実現してほしい。県の施策を必ず市町に反映してもらわなかったら、全く意味がない。(B委員)

\* 県民の方に何年か前にアンケートした時も、県の大事な役割の一つに市町との連携があった。県がもっとリーダーシップを取ってほしいという意見が実際に出ている。そういうことも何かしらの形でE委員の意見も合わせて、基本方針に盛り込ませていただく。(事務局)

\* 県が言っていることがきちんと守られれば、全て解決する。(B委員)

\* 兵庫県では、地域団体等に防犯カメラの設置補助の募集をしているが、市町の担当者によって、県民の方に全然知らせていない所と、知らせていらっしゃる所と、担当者の熱意によって明確に異なる。県民の方々にとって大変不利益なので、そういうことがあってはいけないと思っている。(事務局)

\* 市町があって県がある。(B委員)

\* 以前、県と市町との関係をもっと議論している頃に、神戸が抜けていたので、県民局が全部カバーすることになった。県と市町の関係や、県民局をどうするのかという話があることはあるが、いずれにしても、基本方針のどこで書いたらいいのかなという気はするが、検討はする。こんなに市町によってレベル差があるとは思っていなかった。特に指定管理者制度というのは、色んな所でやっていると思っていたが、そうでもないとは思わなかった。(A委員)

\* 市町にもよるし、担当者にもよる。(事務局)

\* 県下1,800ほどのNPO法人があるが、神河町はこの2月に初めて1番目の法人ができて、今は1つという状況。その南の福崎町なり市川町には、2つずつということで、このあたりの地域は少ない。しかし、少ないからといって活動が不活発かというと、そういうわけではない。神河町では、自治会やグループが大変熱心なまちづくりをしており、誰が担っているかによって、法人が多かったり、自治会の方や婦人会の方が頑張っていたりする姿がある。単純な数では地域活性化の指標にはならないということがあるが、



だんだん神河町でも、少子高齢化が進んできて、このままではだめだと、町長さんも若いグループによる地域づくりをどんどん頑張ってもらいたいと、町の方針として、NPO法人などを若い者で立ち上げてはどうかと言われている。そういった動きも踏まえ、市町の実状というのを何らかの形でここにも反映させていただきたいと思っている。(事務局)

- \* 心配なのは、熱心でその事だけにしか目がいかず、他の知識がなく今までの地域の活動に関しての認識がない場合に、熱心すぎて今までの地域の累積してきた活動や、経験を全く度外視して、かえって地域の足手まといや、邪魔になるということが起きてくる恐れがある。そこを上手くバランスをとってもらわないと、地域の人々が引いてしまったらお終いである。(B委員)
- \* 1ページ(2)、も、少し言葉遣いが気になった。基本方針は、県が主語になる書き方だろうが、例えば(2)の「今後～」という下線の3行は「連携を図っていく。」ではいけないのか。「図っていく必要がある。」と書いてあるが、県は図っていくなら、「図っていく」でいいはずだし、(2)も、「ボランティアセクターに委ねることを推進していく」という、回りくどい書き方だが、「ボランティアセクターに委ねていく」「委ねる」で良いはずではないか。「必要がある」などが、いっぱい出てくるのだが、こういうのは必要なのだろうか。(D委員)
- \* 県がこういうのを「図っていく必要がある。」というのは別段おかしくはないような、そのほうがわかりやすいという気はするのだが、役所の言葉としては遠慮なのか。(D委員)
- \* ご指摘があった箇所だけではなく、後ろのほうも全部そうになっている。私も「主語は誰なのか」と聞いた。県が主語であれば、「必要」なんていらぬ。「やる」でいい。(A委員)
- \* 4ページは「必要がある」「必要がある」と並んでいるけど、この言葉は必要がないような気がする。(D委員)
- \* 「必要がある」と書くと、誰がそれをやるのかという話になってくる。(A委員)
- \* それは、はっきり言わせてもらおうと、言葉の逃げだ。「委ねる」になってしまったら、もう決定になって、県自体が全部引いてしまう。推進していくというところで言葉を濁して、県もまだ紐を持っているということにしている。今の状況ではこういう表現しか仕方がないと思う。まだ未知数で、これから変革していくことだから、私はこの表現しかないと思う。歩み出して、これでOKだということになったら、「委ねる」でいいと思う。(B委員)
- \* 「必要がある」という所と、「提供する」という所があるが、「提供する」というのは、県がやると思われてもいいのか。(A委員)
- \* 逆に、1ページ一番下の「県独自の支援も行う」という所は、「行う必要がある」ではないのか。最後の終わり方をもう少し統一をしていただきたい。(D委員)
- \* 「必要がある」でいけないわけではないが、「必要がある」としている所と、断定している所で使い分けているということを確認しておいていただかないといけない。(D委員)

委員)

- \* 説明がつくように全てに見直しをかける。(事務局)
- \* 恐らく今まで実績を積み上げている事業が裏付けとしてある所は断定できる。そうでないところは、できるかもしれないし、今はっきり言えないということなんだろうと思う。委員長名で出される補足説明資料に、事業の見通しが立ったら「やる」という断定した言葉に切り替えて進んでいくということを、委員会としては要請してもいいのかもしれない。(E委員)
- \* 例えば今の参画と協働の年次報告は、去年何をやったという報告にすぎないが、国の白書は、24年度施策や今年度実施する事業の取り組み内容などが後ろにつくので、新しい事業ができて、予算が取れたら、今年は、この部分についてこういう事業で新たに組み込んでいくというものを、年次報告と24年度のボランティア活動促進の事業施策の後ろにつけて、断定に切り替えて運用していくという方法もあるかと思う。(E委員)
- \* 「県独自の支援も行う」この文言は良くない。県民があってできることだから。「一層の連携を進めるとともに」まではいいが、この言葉はもう少し考えてみたらどうか。(B委員)
- \* 全体のバランスと語尾と表現を見直しさせていただく。「必要がある」とは、来年度以降の予算化の中で順次、事業化できるという考えをベースにしている。断定で書くと、すぐ来年事業化という話になるが、「必要がある」と認識は大事に思っていて、予算化は今年か来年かと余地のある話になる。(事務局)
- \* 書いている者は自分自身の書いていることしかわからないが、読む人は書いている者の思いそのものを読んでくれない。全く違うように読む。読む人と書く人の感じ方とは違う。書く人の思いが逆に読む人に反映する場合もあるから、この言葉は良くない。(B委員)
- \* この基本方針は、県民から見た時読んだ時に、「必要がある」として、県がやってくれるんだろうか、どうなんだろうか、誰の話だろうとぼやかしている。ただ支援も行うと書いてあったら、県はするんだろうと受け取るから、県民の受け止め方はだいぶ違うと思う。もちろんできないことを書く必要はない。(D委員)
- \* 県が勝手にしておけと言われても仕方がない。言おうと思う人はどうにでも言うし、どうにでも捉える。あくまでも県民主体だから、こういう言葉は使わないほうがいい。(B委員)
- \* 1ページ目「(1)基本方針の性格」に下線部を追加しており、書かれていることに特に異論はないが、「平成10年にNPO法が施行されて、～地域の担い手不足が顕在化している。こうした環境の変化も踏まえつつ」とあるものの、その環境の変化について後ろの項目で現れてきている箇所が、あまりない。そうすると、枕詞として、問題点・現状を書くのは結構だが、後ろにないのはどうなんだろうか。後ろに受けるものがあるのならいいと思っていた。「環境の変化」は、この基本方針にどういう形で反映しているのかと言われると、してないことはないとも思うが、直接的にはどこにも出てこない。委員長試案の意見に重なる所もあるので、それはそれでいいのかもしれないが。(D委員)

員)

- \* 私たちに少子高齢社会への課題意識がすごくあり、試案と両方に書いた感は確かにある。  
(事務局)
- \* しかし、少子高齢化というのはもちろん担い手不足という話もあるが、少子高齢化社会になるがゆえに、行政サービスでは対応しきれなくなって、ボランティアの公共サービスにシフトしていくというような、公共サービスのほうの変化をもたらしているところもある。最初の基本方針の性格という書き出しなので、あってもいいかなと思うが、ご検討をいただきたい。(D委員)
- \* この会議の最初の頃に確か、条例は見直さないという話があったが、色々と法律などができて、時代も変わってきたので、軽微な見直し、今早急に手をつけておかないといけない部分を見直す。そして、次回の見直し時期である平成27年に、参画と協働の推進方策と一体化する時には、条例も含めて抜本見直しなどが必要なのかなと思う。今回は、前文の部分だけはしっかり明記して、後は文言を少し触ることで、乗り切れるなら乗り切ると理解している。(E委員)
- \* それでいいと思うが、少子高齢化で社会の形が大きく変わるので、その前文が大事である。それだけを気をつけて、基本方針を現行から変えているということがわかるようにしなかったら、変える意味がない。(B委員)
- \* あるいは、ここは大事だと思うなら、特に少子高齢化といった社会変化というのは大事なことなんだと思うのであれば、地域の担い手不足についてさらっと一行ではなくて、もっと書き込んだほうがいいのかもかもしれない。(D委員)
- \* それは今絶対に書かなかつたら意味がない。(B委員)
- \* 「郡部を中心に」という、この「郡部」という言葉遣いも実は気になる。「郡部を中心に」といっても、実は町中にもこのような所はいっぱいある。(E委員)
- \* 「郡部」じゃなくて「地域」だ。加古川でも高砂でも、町中でもシャッター街が続出している。(B委員)
- \* 1回2回で良いものはできない。一番大事な根幹となる所だから、慎重に。これがベースになるので、きちんとしたものを作らなければいけない。(B委員)
- \* 3ページ目の一番下だが、前回の県民生活審議会で、「県民運動」から「県民活動」に文言を変えたが、ずっと使っている言葉は、「県民運動」である。「県民活動」という言葉は、どうすればいいのか。(A委員)
- \* 「県民活動」という言葉は、第8期県民生活審議会の諮問「県民活動のあり方について」で使っている。しかし、「県民活動」という言葉をそこで確立したとは言い難いものがある。A委員がおっしゃるとおり、兵庫県として続いているのは「県民運動」である。  
(事務局)
- \* 「県民運動」なのか「県民活動」なのか、はっきりしていない。昔からあるのは、「県民運動」である。(A委員)
- \* 基本方針を、未来に向けて書くのならば、現在の言葉に変えないといけないと思う。現在、「県民活動」だったら、未来に向けて、「県民運動」を「県民活動」に変えないと

いけないと思う。(B委員)

- \* 第8期県民生活審議会では、そういう言葉を使ったが、それとは違うということであれば、それはそれでかまわない。「県民活動」という言葉が出てきた時点で、今までと違うので違和感があったが、「県民運動」そのままでいいのか。(A委員)
- \* 「県民運動」から「県民活動」に名前が変わったという説明を書いたらどうか。他の所は、新しい言葉で書いておきながら、ここだけ古い言葉を使って、「展開していく」という言葉で締めくくるというのもどうかと思う。(B委員)
- \* A委員の今の指摘は、そう言われれば、そう思う。しかし、「県民運動」が「県民活動」に取って代わったという話ではない。それはこの委員会で議論するよりは、別の所で議論すべき。(D委員)
- \* 「県民活動」という言葉を使いだした人に聞いてもらわないとわからない。どういう違いをもって言っているのか。ぱっと変えられてしまうものなのか。しかし、県民生活審議会の答申もよくはっきりわかっていない。諮問もわかっていない。(A委員)
- \* しかし、それがわからないままにしているはいけないから、考えてきちんと調べていただいて、その由来からどちらが今妥当なのかということや、経過を書いていただいて、これからの未来に向けての形で書いてもらったほうがいい。(B委員)
- \* これから「県民活動」でいくというお話であれば、責任者が、それに合わさなければいけない。(A委員)
- \* 「県民運動」については、改めて考えを整理させていただく。(事務局)